

令和3年8月10日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の
一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記通知につきまして、このたび、日本医師会より通知がありました。
内容は下記の通りです。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

予防接種法の規定による報告及び予防接種に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による報告（以下、「副反応疑い報告」という）については、令和3年4月1日付（健Ⅱ1F）（法安1）における、「「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について」（以下、「連名通知」という）をもって、連絡しているところです。

今般、連名通知の一部が別紙のとおり、改正されたことについて、厚生労働省より各都道府県知事宛て通知がなされ、本会にも協力方要請がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正は、予防接種法令上、アストラゼネカ社の「バキスゼブリア筋注」が規定され、副反応疑い報告基準に「血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）」が追加されたことを踏まえたものです。（同基準の変更については、令和3年8月3日付（健Ⅱ233F）をご参照ください）

本改正により、同症状について、「画像検査に係る所見及び血液検査（血小板数及び凝固異常に係る検査を含む。）の結果を、別紙様式1の「症状の概要」欄のうち「概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）」の項に必ず記載すること」が報告する場合の留意事項として示されるとともに、「別表 各症状の概要」に追加されております。

また、改正後の同基準についても、新型コロナワクチンで統一基準とされており、「バキスゼブリア筋注」以外のワクチンについても、報告対象となっております。

なお、本改正は令和3年8月3日より施行されます。

【日本医師会ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）